

令和4年(ワ)第30955号 国家賠償請求事件

原告 相嶋 [REDACTED] ほか2名

被告 国

証拠説明書(乙C)(2)

令和5年8月24日

東京地方裁判所民事第30部合議2A係 御中

被告指定代理人

江 原 謙



古 川 善



西 方 俊



古 瀧 孝



五十嵐 雅



内 城



小 松 裕



鮎 川 真



三 好



略語等は、被告の準備書面等の例による。

号証	標 目 (作成者)	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙C6	報告書 (東京拘置所職員)	写し 令和 5.8.16	亡相嶋は、令和2年7月7日の東京拘置所入所以降、同年11月5日出所するまで、運動は計37回、入浴は計44回、それぞれ実施場所まで自力で歩行して移動した上で実施していたこと、さらに、一般居室棟及び病棟での生活においても、亡相嶋に日常生活（起床、洗面、掃除、点検、食事の受取、食器の洗浄など）に支障が生じるような動作は認められなかったこと等